

病院開設許可事項中一部変更許可申請書

令和 年 月 日

大阪市保健所長様

開設者住所 (〒)

氏名 (法人名)

電話 ()

FAX ()

e-mail

[法人の場合は、主たる事務所の所在地
その名称及び代表者の職、氏名]

下記のとおり、病院の開設許可事項中の一部を変更したいので、医療法第7条第2項及び同法施行規則第1条の14第3項の規定により申請します。

保健福祉センター受付印	大阪市保健所受付印

提出部数：3部

(様式5)

1 (フリガナ) 病院名							
2 開設の場所 電 話： FAX： e-mail：	(〒　　ー　　)　　担当者名：　　担当者連絡先：						
3 診療科名 (※欄外「注1～4」参照)							
4 病床種別ごとの病床数		一般	療養	精神	結核	感染症	計
	開設許可又は 変更許可病床数	床	床	床	床	床	床
	既使用許可病床数	床	床	床	床	床	床
使用許可申請予定 病床数	床	床	床	床	床	床	
5 変更理由							
6 使用許可申請	要 不要	「要の場合」 使用予定日：令和　年　月　日					

注1 医療法施行令第3条の2に規定されている診療科名であること。

2 医療法第6条の6第1項による厚生労働大臣の許可を受けた診療科名とは、「麻酔科」である。

3 麻酔科を標榜する場合は、「麻酔科標榜許可書」の写し（保健福祉センターで原本照合済みのもの）を添付すること

(様式5)

	変更事項	該当の有無
7 変更事項	(1) 開設の目的及び維持の方法 (別紙1のとおり)	
	(2) 従業者の定員 (別紙2のとおり)	
	(3) 敷地の面積及び平面図 (別紙3のとおり)	
	(4) 建物の構造概要及び平面図 (別紙4のとおり)	
	(5) 法定施設等の構造設備の概要 (別紙5のとおり)	
	(6) 病床数及び病床の種別ごとの 病床数並びに各病室の病床数 (別紙6のとおり)	

注1 該当する変更事項は、該当の有無欄に○印を付すること。

2 別紙1～6は、該当する変更事項についてのみ添付すること。

(様式5)

別紙1 開設の目的及び維持の方法

	現 在	変 更 後
開設の目的		
維持の方法		

注 新旧の定款、寄付行為又は条例を添付すること

(様式5)

別紙2 従業員の定員

職種	現在の定員	変更後の定員	変更後の必要数	現在の従事者数
医師				
歯科医師				
薬剤師				
保健師 助産師 看護師 准看護師 小計				
栄養士				
診療放射線技師				
診療エックス線技師				
臨床検査技師				
衛生検査技師				
歯科衛生士				
歯科技工士				
理学療法士				
作業療法士				
視能訓練士				
義肢装具士				
言語聴覚士				
精神保健福祉士				
あん摩 マッサージ 指圧師				
柔道整復師				
看護補助者				
その他				
合計				

注1 病床数の増加による定員変更の場合は、当様式により、医師等の必要数を算出すること。

2 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、栄養士、歯科衛生士の現在の従事者については、常勤換算数を記載すること。

(様式5)

別紙2－1 医師、歯科医師、看護師その他の従業員の標準員数

1 入院患者数等	
A 1日平均入院患者数	(人) — A
B Aのうち療養病床入院患者数	(人) — B
C Aのうち感染症病床入院患者数	(人) — C
D Aのうち精神入院患者数	(人) — D
E Aのうち結核入院患者数	(人) — E
F Aのうち歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科の入院患者数	(人) — F
G 1日平均外来患者数	(人) — G
H Gのうち耳鼻いんこう科外来患者数	(人) — H
I Gのうち眼科外来患者数	(人) — I
J Gのうち歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科の外来患者数	(人) — J
K 1日平均調剤数	(人) — K
L 1日平均収容新生児数	(人) — L
M 外来患者に係る取扱处方せんの数	(枚) — M
2 医師標準員数(注1、4)	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{\{A - (B + D + F)\} + \frac{B + D}{3} + \frac{G - (H + I + J)}{2.5} + \frac{H + I}{5} - 52}{16} + 3 = \text{人}$
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院でかつ、精神病床を有する病院 (規則第43条の2) (注6)	$\frac{\{A - (B + F)\} + \frac{B}{3} + \frac{G - (H + I + J)}{2.5} + \frac{H + I}{5} - 52}{16} + 3 = \text{人}$
(3) 療養病床の病床比率が全病床数の50%を超える病院に対する経過措置 (規則附則第49条)	当分の間、(1)及び(2)の計算式中、「-52」は、「-36」とし「+3」は、「+2」と読み替える。

(様式5)

3 歯科医師標準員数 (注1)	
(1) 歯科専門病院の場合	$\frac{F - 52}{16} + 3 = X, \quad \frac{J}{20} = Y,$ $X + Y = \text{人}$
(2) その他の病院の場合	$\frac{F}{16} = X, \quad \frac{J}{20} = Y,$ $X + Y = \text{人}$

4 看護師(准看護師) 標準員数 (注2、4)	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条) (注6、7)	$\frac{A - (B + C + D + E)}{3} + \frac{C}{3} + \frac{D}{4} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} = X, \quad \frac{G}{30} = Y$ $X + Y = \text{人}$
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院でかつ、精神病床を有する病院 (規則第43条の2) (注5、6)	$\frac{A - (B + E)}{3} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} = X, \quad \frac{G}{30} = Y$ $X + Y = \text{人}$

5 薬剤師標準員数 (注3)	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{A - (B + D)}{70} + \frac{B + D}{150} + \frac{M}{75}$ = $= \text{人}$
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院等 (規則第43条の2)	$\frac{A - B}{70} + \frac{B}{150} + \frac{M}{75}$ = $= \text{人}$

6 看護補助者数 (注2、4)	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{B}{4} = X,$ $X = \text{人}$

(様式 5)

【特定機能病院のみ】

医師標準員数 (規則第22条の2第1項) (注1)	$\frac{(A-F) + \frac{(G-J)}{2.5}}{8} = \text{人}$
歯科医師標準員数 (規則第22条の2第2項) (注1)	$\frac{F}{8} = X, \quad \frac{J}{20} = Y,$ $X+Y = \text{人}$
看護師(准看護師) 標準員数 (規則第22条の2第4項) (注2、6)	$\frac{A+L}{2} = X, \quad \frac{G}{30} = Y,$ $X+Y = \text{人}$
薬剤師標準員数 (規則第22条の2第3項) (注3)	$\frac{A}{30} = X, \quad \frac{K}{80} = Y$ $X < Y \Rightarrow Y \text{ 人}, \quad X > Y \Rightarrow X \text{ 人}$

注1 医師、歯科医師の標準員数の算定にあたっては、端数が生じる場合にはそのまま算定する。

注2 看護師(准看護師)及び看護補助者の算定にあたっては、それぞれ(X, Y)小数点以下を切上げるものとする。

注3 薬剤師の算定にあたっては、小数点以下を切上げるものとする。又、特定機能病院については、それぞれ(X, Y)小数点以下を切上げるものとする。

注4 規則附則第52条による「療養病床等の転換にかかる経過的措置に関する届」をした病院が経過的措置を活用する場合、当該届の別紙1「医師、看護師その他の従業者の標準員数」の写しを添付すること。

注5 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院(「**内科等5科を有する100床以上の病院等**」といふ。)で、かつ、精神病床を有する病院をいう。

注6 産婦人科又は産科においては、看護師及び准看護師のうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

注7 表中、「 $\frac{D}{4}$ 」とあるのは、当分の間、「 $\frac{D}{5}$ 」とする。

ただし、看護補助者と合わせた数が「 $\frac{D}{4}$ 」となつていなければならない。

(例) 60床の精神病床の場合、看護師及び准看護師の12人(5:1)に、看護補助者を3人加えて計15人(4:1)を配置しなければならない。(規則附則第20条)

(様式 5)

別紙3 敷地の面積及び平面図

	現在の敷地面積	変更後の敷地面積
面 積	m ²	m ²
添付図面 (1及び2のいずれか)	1 第1図 (現在の敷地面図) 及び第2図 (変更後の敷地面図) 2 第1図 (現在及び変更後の状況を同一画面に示し、増減分を斜線等で明示したもの)	

別紙4 建物の構造概要及び平面図

1 建築面積及び建築延面積

区 分	現 在	変 更 後	変 更 内 容	
			除 却	新 増 築
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²
建築延面積	m ²	m ²	m ²	m ²

2 除却施設の構造概要

棟 名	構 造	階 別	各階の床面積
			m ²

注 構造とは、木造、不燃構造、簡易耐火構造、耐火構造の別をいう。

(様式5)

別紙4 建物の構造概要及び平面図

3 新・増築施設の概要

(1) 建物棟別構造概要

棟名	階数	延床面積	構造
		m ²	

注1 階数は各階ごとに記入すること。

2 延床面積は建築確認申請書の延床面積と同じ面積であること。

3 構造とは、耐火構造、準耐火構造、防火構造、不燃材料、木造等の別をいう。

(2) 患者の使用する廊下の幅

片廊下	最大	mm() mm()	両側に居室 のある廊下	最大	mm() mm()
	最小	mm() mm()		最小	mm() mm()

注1 寸法は、内法で記載すること。

2 寸法の横のカッコ内に、病床種別を記入すること。

(3) 階段の構造概要

名称	幅 (mm)	けあげ (mm)	踏面 (mm)	踊り場 (mm)	くぐり戸 高さ×幅 (mm)	手すり の 有・無	屋内屋外 の別	避難 階段
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	
					×	有・無	内・外	

注1 階段の名称は、平面図にも記載すること。

2 寸法は、内法で記載すること。

3 建築基準法施行令第123条に規定する避難階段については、当該欄に○印を付すこと

(様式5)

別紙4 建物の構造概要及び平面図

4 構造及び平面図変更の概要（増築・除却・用途変更・改造・室名変更・機器の更新）

棟 名	階 別	変 更 前			変 更 後		
		記号	室 名	床面積(m ²)	記号	室 名	床面積(m ²)

注 1 各室の記号は、申請者において付し、平面図にも記載すること。

2 床面積は内法面積で記載すること。

5 建物配置図及び平面図

配 置 図	現 在	別添第3図のとおり
	変 更 後	別添第4図のとおり
平 面 図	現 在	別添第5図のとおり
	変 更 後	別添第6図のとおり

注 1図面には、除却施設を青線、新・増築施設を赤線、用途変更・改造の施設は黄線で明示すること。

2エックス線装置に係る申請の場合は、上記図面に加え下記の図面を添付すること。

- ・ 管理区域を明示した隣接部の平面図(上下階を含む)
- ・ 使用室等の詳細図(平面図、断面図)

(様式5)

別紙5 法定施設等の概要

	現 状	変更の 有 無	現在の施設			変更後の施設			変更後の状況
			改造	除却	用途 変更	改造	新增 築	用途 変更	
診察室	有・無	有・無							有・無
処置室	有・無	有・無							有・無
手術室	有・無	有・無							有・無
臨床検査施設	有・無 (端末機)	有・無							有・無 (端末機)
エックス線室	有・無	有・無							有・無
調剤所	有・無	有・無							有・無
消毒施設	有・無 (端末機)	有・無							有・無 (端末機)
給食施設	有・無 (端末機)	有・無							有・無 (端末機)
洗濯施設	有・無 (端末機)	有・無							有・無 (端末機)
機能訓練室	有・無	有・無							有・無
浴 室	有・無	有・無							有・無
食 堂	有・無	有・無							有・無
談話室	有・無 (館内)	有・無							有・無 (館内)
分娩室	有・無	有・無							有・無
新生児入浴施設	有・無	有・無							有・無
歯科技工室	有・無	有・無							有・無

注1 臨床検査施設については、検体検査を委託する場合は、検体検査にかかる施設を設けないことができる。

その他の検査については、施設を設ける必要があること。

2 消毒施設については、繊維製品の滅菌業務を委託する場合は、繊維製品の滅菌業務にかかる施設を設けないことができる。その他の業務については、施設を設ける必要があること。

3 給食施設については、調理業務又は洗浄業務を委託する場合は、それぞれの業務にかかる施設を設けないことができる。その他の業務については、施設を設ける必要があること。

4 洗濯施設については、寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、寝具類の洗濯の業務にかかる施設を設けないことができる。その他の業務については、施設を設ける必要があること。

5 **機能訓練室、浴室、食堂、談話室については、療養病床を有する病院で、変更がある場合のみ記入すること。**

6 現在の施設の欄には、本申請で、現在の施設を改造、除却、用途変更する場合に記入すること。

7 変更後の施設の欄には、本申請で、改造、新增築、用途変更によりできた施設を記入すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(1) 診察室

室 名	診 療 科 名	診察室床面積 <small>m²</small>	処置室床面積 <small>(兼用する場合) m²</small>	階 数

注1 処置室を診察室と兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。

- 2 診察室と処置室を兼用する場合は、総床面積を診察室床面積欄に記載し、そのうち、処置の占める床面積を処置室床面積に記載すること。
- 3 床面積は、内法で記載すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(2) 処置室

室 名	診 療 科 名	床 面 積	階 数
		m ²	階

注1 処置室を診察室と兼用する場合は、診察室の欄に記載すること。

2 処置室には、機能訓練室（リハビリテーション室）、人工透析室、内視鏡室、胃カメラ室等が該当する。

3 床面積は、内法で記載すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(3) 手術室

	室 名				
		(階)	(階)	(階)	(階)
手 術 室	床 (材質)				
	壁 (材質)				
	天 井 (材質)				
	給排水	有・無	有・無	有・無	有・無
	暖房方法				
	防爆設備	有・無	有・無	有・無	有・無
	手術台数	台			台
	床面積	m ²			m ²
準 備 室	手洗滅菌装置	有・無	有・無	有・無	有・無
	手術用被服	有・無	有・無	有・無	有・無
	包帯材料	有・無	有・無	有・無	有・無
	機械器具消毒設備	有・無	有・無	有・無	有・無
中 央 材 料 室	有 ・ 無				
	主な設備の概要				
防爆設備を設置しない理由					

注 床面積は、内法で記載すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(4) 臨床検査施設

室 名	床 面 積	階 数	主たる検査項目	防火構造の適否
	m ²			
検査設備	血色素計	有・無	血沈管台	有・無
	上皿天秤	有・無	顕微鏡	有・無
	血球分類計算器	有・無	遠心器	有・無
	光電比色計	有・無	冷蔵庫	有・無
	その他の設備			
検体検査を 委託している場合	委託業者名			
	委託内容			
委託している場合であって 検体検査にかかる施設を 設けない場合	夜間救急時の検査 体制			

注1 咳痰、血液、尿、ふん便等について、通常行われる臨床検査のできるものであること。

2 防火構造とは、火気を使用する場所の周辺に露出木部がないような構造をいう。

3 臨床検査施設には、脳波室、心電図室、生化学検査室等が該当する。

4 臨床検査施設については、検体検査を委託する場合は、検体検査にかかる施設を設けないことがある。但し、夜間救急時の検査体制が確保されていること。

5 生理学的検査（心電図検査等）に係る施設については、外部委託が認められない。

6 床面積は、内法で記載すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(5) 診療用エックス線装置及び同診療室

室 名		(階)	(階)	(階)	(階)
用 途					
固定・移動・携帯の区別					
製 作 者 名					
型 式					
定 格 出 力	変 壓 器 式	連続	KV	KV	KV
		短時間	KV	KV	KV
蓄 放 式		最高充電電圧	KV	KV	KV
		コンデンサ容量	μ F	μ F	μ F

室 名	床面積 (内法面積)	操作室	遮へい物の材料及び厚さ				
			壁				床
			北	東	南	西	
	m^2	m^2					
	m^2	m^2					
	m^2	m^2					
	m^2	m^2					

(添付書類)

・遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面

・装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

注：移動・携帯型の場合は保管場所の室名及び保管場所である旨を記入すること

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(6) 調剤所

室 名	床 面 積 m ²	採 光	換 気 方 法	
(階)		ルックス 室 薬品棚 調剤台		
調剤設備	感量10mgの天秤	有・無	調 剂 台	有・無
	冷 暗 所 (冷 藏 庫)	有・無	感量500 mg の上皿天秤	有・無
	乳鉢・乳棒	有・無	麻薬保管庫	有・無
	薬 品 棚	有・無	毒薬保管庫	有・無
	その他の設備			
※ (階)				

注1 床面積は、内法で記載すること。

注2 ※欄については、医薬品情報室、D I 室等(法定外施設)がある場合に使用すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(7) 給食施設

室 名	床 面 積	構 造 設 備		
調理室(階)	m ³	床	(材質)	
		天 井	(材質)	
		給 排 水		
		照 明	ルックス	
		換気方法		
		防火設備	有	・ 無
		手洗設備	有	・ 無
		冷 藏 庫	有	・ 無
		機 器 等	別添厨房詳細図のとおり	
		事 務 室	有	・ 無 m ³
その他の	m ³	更 衣 休 憩 室	有	・ 無 m ³
		患 者 食 堂	有	・ 無 m ³
		職 員 食 堂	有	・ 無 m ³
		厨房職員専用便所	有	・ 無 m ³
		その他()		m ³
計	m ³			

委託している場合	委託業者名	委託内容

施設を設けない場合における再加熱等の設備 (階)	
-----------------------------	--

注1 給食施設について、調理業務又は洗浄業務を委託する場合は、それぞれの業務にかかる施設を設けないことができる。但し、再加熱等の調理作業に必要な設備については設けなければならない。

2 床面積は、内法で記載すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(8) 消毒施設(被服・寝具等)

室 名	床面積	消毒方法	委託する場合	
			委託業者名	委託品目
(階)	m ²			

注 消毒施設については、繊維製品の滅菌業務を委託する場合は、繊維製品の滅菌業務にかかる施設を設けないことができる。但し、必要な場合に消毒を行う場所を院内に定めておくこと。

(9) 洗濯施設

	施設の有無	委託する場合	
		委託業者名	委託品目
病院用	有・無 (階)		
患者用	有・無 (階)		

注 洗濯施設については、寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、寝具類の洗濯の業務にかかる施設を設けないことができる。但し、必要な場合に消毒(洗濯)を行う場所を院内に定めておくこと。

(10) 分娩室

室 名			
	(階)	(階)	(階)
床面積	m ²	m ²	m ²
分娩台数	台	台	台
入浴施設	有・無	有・無	有・無

(11) 新生児入浴施設

室 名	床 面 積
(階)	m ²

注 (8)、(10)、(11)の床面積は、内法で記載すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

<療養病床を有する場合のみ>

(12) 機能訓練室

室名	階数	床面積 m ²	主要構造	設備概要
				(主な器具等)

(13) 食堂

室名	階数	床面積 m ²	主要構造

(14) 浴室

室名	階数	床面積 m ²	主要構造	浴室の概要等
				(浴室の概要等)

(15) 談話室

	階数	床面積 m ²	主要構造
専用			
共用			(共用する部屋の室名)

注1 床面積は、内法面積を記載すること。

2 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記載すること。

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(16) 歯科技工室

室 名	床 面 積	設 備 状 況		
		換気設備	防塵設備	防火設備
(階)	m ²			
設備の概要	技 工 台	有・無	レジン重合器	有・無
	技工用エンジン	有・無	モデルトリーマ	有・無
	鑄 造 器	有・無	レ ジ ヌ	有・無
	その他の設備			

注 床面積は内法で記載すること。

(様式 5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(17) 診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室

区分	1	2
ベータロン・直線加速器の別		
製作者名		
型式		
定格出力最大 エネルギー (注1)	電子線	MeV
	エックス線	MV
使用の方法 (注2)		
エックス線装置の併設	有・無	有・無

室 名	床面積 (注3) m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階 数	
		壁				床	天 井		
		北	東	南	西				
操作室		___	___	___	___	___	___		

注1 最大エネルギー、最大出力等を記入すること。

注2 線源の位置、1週間当たりの使用時間数及び3月間の当たりの使用時間数、
利用線錐方向についても記入すること。

注3 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(18) 診療用放射線照射装置及び同使用室

区分	1	2
製作者名		
型式		
装備されている 放射性同位元素	種類	
	数量 (Bq)	
エックス線装置の併設	有・無	有・無

室名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階数	
		壁				床	天井		
		北	東	南	西				
操作室		—	—	—	—	—	—		

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(19) 診療用放射線照射器具及び使用室・治療病室

放射性同位元素	種類				
	物理的半減期				
形 状	管	針	球	その他	
型 式					
1個当たりの数量 (Bq)					
合 計 数 量 (Bq)					
物理的半減期が 30日以下のもの	年間最大使用 予定量 (Bq)				

室 名	床面積	遮へい物の材質及び厚さ						階 数	
		壁				床	天 井		
		北	東	南	西				

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

(様式 5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(20) 放射性同位元素装備診療機器及び使用室

区分	1	2
製作者名		
型式		
装備されている 放射性同位元素	種類 数 量 (Bq)	
用 途		

室 名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階 数	
		壁				床	天 井		
		北	東	南	西				
建築物の主要構造物		耐火構造 ・ 不燃材料							

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・遮蔽計算書、詳細図、管理区域及び管理区域の上下階の図面
- ・装置の仕様書（型式、定格出力の確認ができる部分）の写し

(様式 5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(21－1) 診療用放射性同位元素（治療薬）及び同使用室・治療病室

放射性同位元素	種類	
	形状	
年間使用予定数量（MB q）		
3月間最大使用予定数量（MB q）		
1日最大使用予定数量（MB q）		
最大貯蔵予定数量（MB q）		

注 「形状」とは、気体・液体・固体等の状態を記入する。

室 名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階 数	
		壁				床	天 井		
		北	東	南	西				
準備室									
体外計測室									
汚染除去室									
貯蔵室									
保管廃棄室									
その他									
建築物の主要構造物		耐火構造 ・ 不燃材料							

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・ 使用予定核種及び数量の確認できる書類、計算条件を示した書類
- ・ 遮へい計算書、遮へい計算詳細図

(様式 5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(21-2) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素（治療薬）及び同使用室・治療病室

放射性同位元素	種類	
	形状	
年間使用予定数量 (MB q)		
3月間最大使用予定数量 (MB q)		
1日最大使用予定数量 (MB q)		
最大貯蔵予定数量 (MB q)		

注 「形状」とは、気体・液体・固体等の状態を記入する。

室 名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階 数	
		壁				床	天 井		
		北	東	南	西				
陽電子準備室									
陽電子待機室									
陽電子診療室									
汚染除去室									
保管廃棄室									
その他									
建築物の主要構造物		耐火構造 ・ 不燃材料							

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・ 使用予定核種及び数量の確認できる書類、計算条件を示した書類
- ・ 遮へい計算書、遮へい計算詳細図

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(21-3) 診療用放射性同位元素使用器具(治験薬等)及び同使用室・治療病室

放射性同位元素	種類	
	形状	
年間使用予定数量(MBq)		
3ヶ月間最大使用予定数量(MBq)		
1日最大使用予定数量(MBq)		
最大貯蔵予定数量(MBq)		

注 「形状」とは、気体・液体・固体・ガラスピーブ等の状態を記入する。

室名	床面積 m ²	遮へい物の材質及び厚さ						階数	
		壁				床	天井		
		北	東	南	西				
建築物の主要構造物		耐火構造・不燃材料							

注 床面積は、内法で記載すること。

(添付書類)

- ・使用予定核種及び数量の確認できる書類、計算条件を示した書類
- ・遮へい計算書、遮へい計算詳細図

(様式5)

別紙5－1 法定施設等の構造設備の概要

(22) 精神・結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備

	設 備	内 容
精神病室 (階)	危害防止設備	
	保護室	
感染症病室 (階)	感染予防設備	
	消毒設備	
結核病室 (階)		

(様式5)

別紙6 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

1 病床数及び病床の種別ごとの病床数

(単位:床)

区分		一般	療養	精神	結核	感染症	計
現在							
変更内容	除却						
	用途変更減						
	定員減						
	その他						
	計						
増	新增築分						
	用途変更増						
	定員増						
	その他						
	計						
変更後							

注1 除却とは、病室が存する施設を取り壊す等により病床数が減少することをいい、新增築分とは、病室が存する施設を新築・増築することにより病床数が増加することをいう。

- 2 用途変更減とは、現在病室であるものを他の室へ転用することにより病床数が減少することをいい、用途変更増とは、従来病室でなかつた室を病室に転用することにより病床数が増加することをいう。
- 3 定員減とは、病室の構造変更が伴わず、単に病床数が減少することをいい、定員増とは、病室の構造変更が伴わず、単に病床数が増加することをいう。（例：4床室を3床室に変更。個室を2床室に変更。）
- 4 その他とは、上記1～3に該当せず、病床数が減床・増加することをいう。（例：構造変更により2病室を1病室に変更する。病床の種別の変更。）

(様式5)

別紙6 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

2 病室別病床数等

病棟	病室名		病床種別		病床数		床面積	有効内法床面積	1床あたり内法床面積	採光面積	直接外気開放面積
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後					
					床	床	m ²				
	小計						—	—	—	—	—
	小計						—	—	—	—	—
	合計										

注1 病棟ごとに小計を記入すること。

2 ICUについては、近畿厚生局長において特定集中治療室管理にかかる届出が受理されている場合は、室名の下に、「施設基準届出」と記載すること。

(様式5)

別紙6 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

3 病室名の変更一覧

現在の 室 名	収容 定員	階数	変更後の 室 名	現在の 室 名	収容 定員	階数	変更後の 室 名
	床				床		

注 現在の病室名に変更が生じた場合に記載すること。

4 看護師詰所

室 名	床面積	階数	看護病床数	看護病床の内訳
	m ²	階	床	階 床

注1 看護病床の内訳欄は、ひとつの看護師詰所が看護する病床数の階別病床数を記載すること。

2 床面積は、内法で記載すること。